

障がい程度認定基準について

以下のア・イ・ウ・エのいずれかに該当する方が対象です。

ア 重複障がいのある方

○次の1または2に該当する方が対象になります。

- 1 要件①の障がいがある方
- 2 要件①の障がいがあり、かつ、要件②の障がいがある方

(要件②の障がいは、要件①の障がいとは別の障がいである必要があります)

要件①

1. 視力 の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの 等

※詳しくは「特別障害者手当 障害認定基準改正（眼の障害）リーフレット」を御確認ください。

2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障がいがあるもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるもの
4. 両下肢の機能に著しい障がいがあるもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいがあるもの
6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

要件②

1. 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの、または 1 眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの 等

※詳しくは「特別障害者手当 障害認定基準改正（眼の障害）リーフレット」を御確認ください。

2. 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
3. 平衡機能に極めて著しい障がいをもつもの
4. そしゃく機能を失ったもの
5. 音声又は言語機能を失ったもの
6. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7. 1 上肢の機能に著しい障害をもつもの又は 1 上肢のすべての指を欠くもの若しくは 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8. 1 下肢の機能を全廃したもの又は 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
9. 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
10. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

イ 重度身体障がいがあり、常時特別な介護を要する方

1 要件①の3・4・5の障がいがあり、それが特に重度であるため以下の「日常生活動作評価表」の合計点数が10点以上となる方

・日常生活動作評価表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 タオルを絞る (水を切れる程度)	・ひとりでできる	・ひとりでできるが うまくできない	・できない
2 とじひもを結ぶ	・5秒以内にできる	・10秒以内にできる	・10秒ではできない
3 かぶりシャツを着 て脱ぐ	・30秒以内にできる	・1分以内にできる	・1分ではできない
4 ワイシャツのボタ ンをとめる	・30秒以内にできる	・1分以内にできる	・1分ではできない
5 座わる(正座・横 すわり・あぐら・脚な げだしの姿勢を持続す る)	・ひとりでできる	・ひとりでできるが うまくできない	・できない
6 立ち上がる	・ひとりでできる	・ひとりでできるが うまくできない	・できない
7 片足で立つ	・ひとりでできる	・ひとりでできるが うまくできない	・できない
8 階段の昇降	・ひとりでできる	・ひとりでできるが うまくできない	・できない

ウ 重度精神障がいがあり、常時特別な介護を要する方

1 障害児福祉手当の個別基準を満たす高度の精神障がい（統合失調症、統合失調型障がい及び妄想性障がい、気分（感情）障がい、症状性を含む器質性精神障がい（高次脳機能障がいを含む）、てんかん、知的障がい、発達障がい）を有し、下の「日常生活能力判定表」の合計点数が **14点以上**となる方

・日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	・ひとりでできる	・介助があればできる	・できない
2 用便（月経）の始末	・ひとりでできる	・介助があればできる	・できない
3 衣服の着脱	・ひとりでできる	・介助があればできる	・できない
4 簡単な買物	・ひとりでできる	・介助があればできる	・できない
5 家族との会話	・ひとりでできる	・少しは通じる	・通じない
6 家族以外の者との会話	・通じる	・少しは通じる	・通じない
7 刃物・火の危険	・わかる	・少しはわかる	・わからない
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	・守ることができる	・不十分ながら守ることができる	・守ることができない

エ 内部障がいなどで、常時特別な介護を要する方

1 要件①の6の障がいがあり、絶対安静が必要とする方